

に提出しなければならない。

(1) 申請年月日

(2) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）

(3) 紛争当事者の一方によりあっせんの申請をする場合には、他の一方の紛争当事者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）

(4) あっせんを求める事項

(5) 当該個別労働関係紛争の概要

（あっせんの開始の決定）

第4条 知事は、前条のあっせん申請書の提出があった場合には、あっせんの開始を決定するものとする。ただし、すでに他機関において個別労働関係紛争の解決を目的として手続が進行中の個別労働関係紛争その他知事があっせんを開始することが適当でないと判断したものについては、この限りでない。

2 知事は、あっせんの開始を決定した場合は、紛争当事者の双方に対しその旨を通知し、前項ただし書の規定によりあっせんを開始しないこととした場合は、あっせん申請書を提出した者（以下「申請者」という。）に対し理由を付してその旨を通知するものとする。（あっせん員）

第5条 知事は、あっせんの開始を決定した場合は、当該決定に係る個別労働関係紛争（以下「事件」という。）ごとに委嘱する紛争あっせん員（以下「あっせん員」という。）にあっせんを実施させるものとする。

2 あっせん員は、原則として複数人とし、あっせんの手続はあっせん員全員の合意をもって行う。

3 あっせん員は、あっせんの実施にあたっては、紛争当事者双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が解決されるように努めるものとする。

（あっせんの期日等）

第6条 あっせん員は、あっせんの期日及び場所を定めて紛争当事者に対して通知するものとする。

2 紛争当事者は、あらかじめあっせん員の許可を得て、主張や説明を補佐する者を伴ってあっせんの期日に出席することができる。

3 紛争当事者は、あっせんの期日における意見の陳述等を他人に代理させる場合には、あらかじめあっせん員の許可を得なければならない。

（あっせん案）

第7条 あっせん員は、紛争当事者から意見を聴取するほか、必要に応じ、参考人から意見を聴取し、又はこれらの者から意見書の提出を求め、事件の解決に必要なあっせん案を作成し、これを紛争当事者に提示することができる。

（あっせんの打ち切り）

第8条 あっせん員は、次のいずれかに該当するときは、あっせんを打ち切ることができる。

(1) 紛争当事者があっせんの手続に参加する意思がない旨を表明したとき。

(2) 前条の規定によりあっせん員が提示したあっせん案について、紛争当事者が受諾しないとき。

(3) その他あっせんによつては紛争の解決の見込みがないと認められるとき。

（あっせんの申請の取下げ）

第9条 申請者は、事件が解決し、又はあっせんが打ち切られるまでは、いつでもその申請の全部若しくは一部を取り下げることができる。

（あっせんの終結事由）

第10条 あっせんは、次の各号のいずれかに該当するときに終結する。

(1) あっせんにより事件が解決したとき。

(2) 紛争当事者間において事件が自主的に解決されたとき。

(3) 第8条の規定によりあっせん員があっせんを打ち切ったとき。

(4) 前条の規定によりあっせんの申請の全部が取り下げられたとき。

（あっせん手続の非公開）

第11条 あっせん員が行うあっせんの手続は、公開しないものとする。

（守秘義務）

第12条 あっせん員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（雑則）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（委任）

第14条 この規則に規定するあっせんに関する知事の事務については、熊本県地方労働委員会に委任することができる。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。